

別紙 しずおか地域クラブ活動（バドミントン）のご説明

静岡市バドミントン協会 令和8年9月

本資料は、静岡市の「しずおか地域クラブ活動運営方針」（令和8年3月）及び令和8年8月に静岡市総合政策課・スポーツ振興課から受けた説明をもとに、指導者としてご協力いただける可能性のある方へご案内するためにとりまとめたものです。制度の詳細は今後変更される場合があります。

1. なぜ地域クラブへ移行するのか

静岡市では、少子化により単独の中学校で部活動を維持することが難しくなっています。

指標	数値
市立中学校 生徒数の減少（2015→2025年）	▲2,354人（16,389人→14,035人）
13～15歳 将来推計人口の減少（2025→2035年）	▲4,624人
市立中学校 部活動設置数の減少（2020→2025年）	▲24部（445部→421部）

- 将来推計は既に生まれている子どもの数であり、転入以外に増える要素はありません。
- 部活動設置数は、最も多い中学校で18部、最も少ない中学校で1部と、学校間の格差も生じています。
- 何も手を打たなければ子どもの活動の場そのものが失われるため、**活動の場を持続的に維持すること**を目的として地域クラブへ転換するものです。

このため静岡市は、**令和9年（2027年）8月末をもって市立中学校の全種目の部活動を終了**し、9月から新たに「**しずおか地域クラブ活動**」を実施することとしました。

2. 静岡市の実施体制

静岡市は次の2方式を併用します。

方式	設置の仕組み	バドミントンとの関係
指定種目クラブ	市が種目を指定し、市と協定を結んだ 統括団体 が各エリアに確実に設置する（市から補助金を交付）	バドミントンは指定種目【必須】に含まれます
個別認定クラブ	民間企業・市民団体等からの手挙げを市が審査・認定する	バドミントンでも設立され得ます
（民間クラブ・教室等）	従来どおり存続。市の制度の外	現在の街クラブはそのまま

- 指定種目【必須】10種目**：①サッカー ②バスケットボール ③バレーボール ④ダンス ⑤**バドミントン** ⑥陸上 ⑦野球 ⑧ソフトテニス ⑨卓球 ⑩総合スポーツ（ほかに文化芸術2種目、及び各エリアのニーズに応じた選択種目）
- 統括団体は、3区をそれぞれ2分割した**6ブロック・最大6団体**。1団体が担当ブロック内の全エリア×全指定種目のクラブを設置・運営します。
- 指導者を確保する責任は統括団体にあります**。当協会が統括団体になるものではありませんが、統括団体は全指定種目のクラブを立ち上げる必要があるため、**バドミントンの指導者確保について当協会へ相談が来る可能性が高い**と市は説明しています。

3. エリア区分

市内の中学校を近隣2～3校で1エリアとし、**葵区6・駿河区4・清水区6の計16エリア**に区分されます。**16エリアすべてにバドミントンのクラブを設置し、1クラブあたり原則2名の指導者を配置**します（ハラスメント防止・安全管理の観点から1名体制は避ける）。→ **最低でも32名の指導者が必要です**。

区	No.	対象中学校
葵区	1	城内中・東中
	2	観山中・安東中
	3	西奈中・竜爪中
	4	美和中・賤機中
	5	籠上中・末広中

区	No.	対象中学校
	6	服織中・安倍川中
駿河区	7	大里中・中島中
	8	長田西中・長田南中・城山中
	9	高松中・南中
	10	東豊田中・豊田中
清水区	11	清水第一中・清水第二中
	12	清水第三中・清水第四中・清水第五中
	13	清水第七中・清水第八中
	14	清水第六中・清水飯田中
	15	清水庵原中・清水袖師中・清水興津中
	16	蒲原中・由比中

中山間地の7校（大河内・玉川・井川・藁科・大川・小島・両河内）は、移動の課題があるため別扱いとされ、現在の部活動を地域クラブに転換して自校で活動を継続する方向です。

4. 活動のルール

項目	内容
対象	静岡市内に居住する中学生（市立中学校以外の生徒も参加可）。クラブによっては小学生・高校生も可
活動日数	週5日以内。 指定種目クラブは原則週3日 （平日2日・土日1日）
活動時間	平日 1日2時間／土日 1日3時間 週最大11時間 が目安
終了時刻	平日は原則 19時まで （19時以降は一般利用のため、片付けを含め終了）
開始時刻	生徒の移動時間を踏まえ、学校及び統括団体と調整して決定
活動場所	原則としてエリア内のいずれかの中学校の体育館
参加費	月3,000～5,000円／人程度を想定（生徒の負担）
エリアを越えた参加	可 。学校管理外の活動であるため柔軟に扱う
開始時期	令和9年（2027年）9月 から（準備が整えば同年4月から一部先行実施）

活動は**学校管理外**の活動です。学校の部活動ではありません。

5. 指導者に求められること

(1) 研修の受講

静岡市が実施する研修の受講が**必須**となる見込みです（国のガイドラインによる）。内容は**技術指導の研修ではなく、全種目共通の事項**です。

- ・ 地域クラブ活動の理念
- ・ セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止
- ・ 怪我の予防、熱中症対策
- ・ 中学生年代の子どもへの接し方、トラブル発生時の対応

対面研修は現実的でないため、**eラーニング等でいつでも受講できる形**を市が検討しています。

(2) 登録要件（国のガイドライン）

次のすべてを満たす方が、認定地域クラブ指導者として登録されます。

1. 中学生年代を対象とし、部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えていること

2. 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等が許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
3. 次のいずれにも該当しないこと
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 暴力団員をはじめとする反社会的勢力である者、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - 過去に暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴があるなど、指導者として不適切な者

この確認は、統括団体による正式な手続きの際に行われます。

(3) 資格

競技資格は必須ではありません。 日本スポーツ協会公認バドミントンコーチ等をお持ちの方は歓迎しますが、資格がなくてもご協力いただけます。

(4) 謝金

現時点では未定です。 指導者の謝金は、統括団体が市の補助金の範囲内で定めることになり、当協会が決定する立場にはありません。調査票では「有償を希望する」「ボランティアでも可」「条件次第で検討」といった**お考えの方向性**のみお伺いします。

(5) 現職の教員の方へ

地域クラブは学校管理外の活動のため、**教員としてではなく一市民の立場**での指導となり、**兼業申請**が必要です。市は、兼業が適切に評価される制度設計を進めています。また市は「大学生は有力な指導者」とも考えており、教員志望の学生の方には特に良い経験になります。

6. 今後の流れ

時期	内容
令和8年9月～10月	本調査（協力候補者の把握） ← いまここ
令和8年9月末頃	統括団体・個別認定クラブの運営団体の公募開始
令和8年10月中旬～11月頃	静岡市が統括団体を決定
令和8年内	統括団体から当協会へ指導者確保の相談
令和8年11月～令和9年1月	地域クラブ活動の体験会
令和9年1月～3月	4月先行実施分の参加者募集
令和9年4月	一部先行実施スタート
令和9年5月～7月	9月全面実施分の参加者募集
令和9年9月	全面実施スタート

7. 大会について

- 夏の中体連大会は、中学校体育連盟が「残す」としていますが、部活動顧問の教員がいなくなるため、運営方法は中体連が検討することになります。
- その他の年間大会・市民大会等は**当協会が主催**しており、令和9年9月以降のあり方は当協会が主体的に検討していきます。地域クラブに参加する子どもにも成果発表の場は必要と市も認識しています。

8. お問い合わせ

ご不明な点は、**中学校委員会（樋口常任理事）**又は**事務局（大橋事務局長）**までお問い合わせください。

ご回答いただいた内容は、統括団体が決定した後、**改めてご本人の同意を得たうえで**統括団体へお伝えします。ご回答の時点で情報が外部に渡ることはありません。